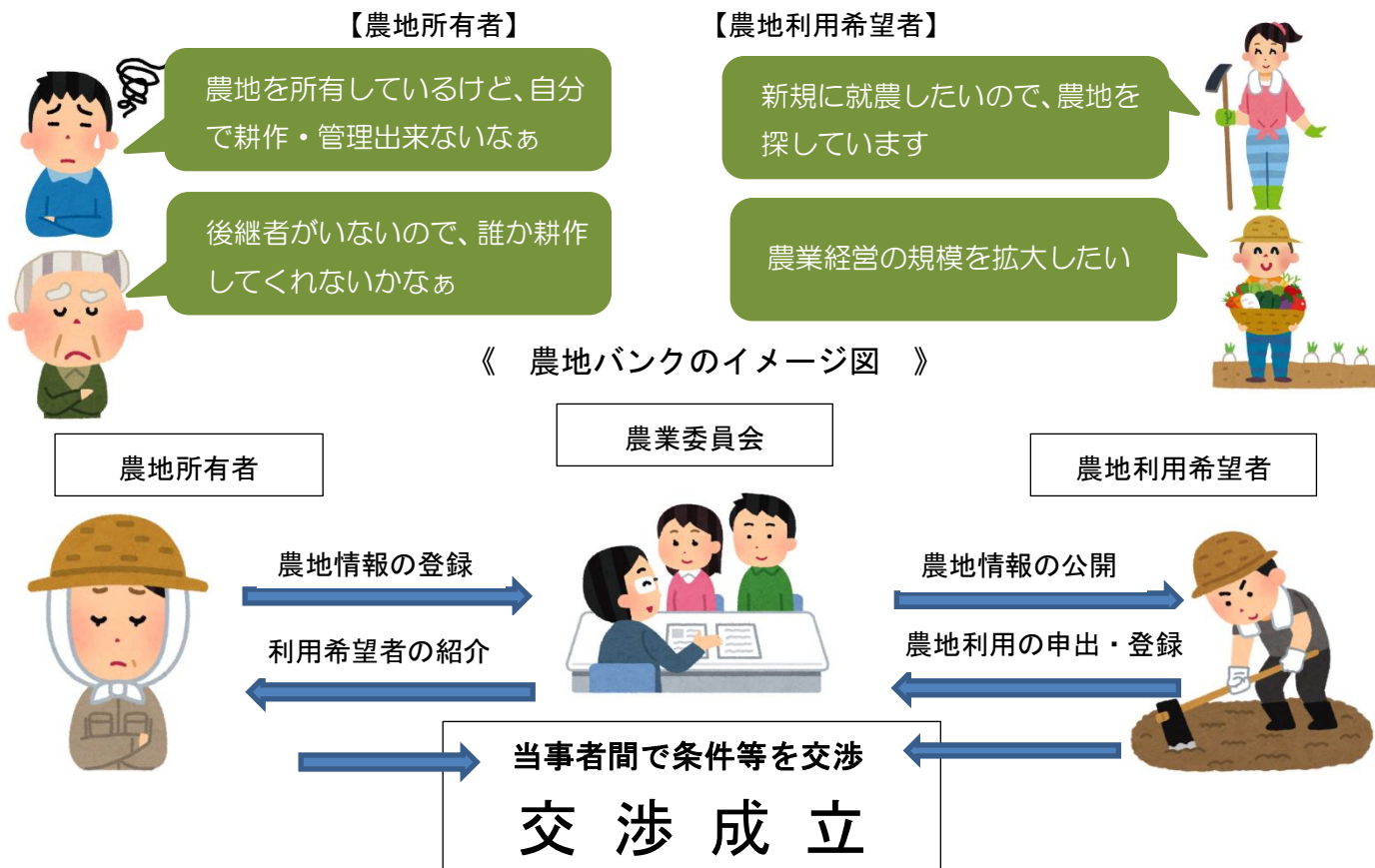


農地の利活用を応援します

尾道市 農地バンク制度

農地バンクとは、所有者が耕作・管理できなくなった農地を農業委員会が窓口となって、農地利用希望者へ紹介する制度です。

農業委員会は、登録された農地情報を市民や新規就農希望者、規模拡大など農地を探している人へホームページや窓口で公表します。



農地を貸したい・売りたい方(農地所有者)

尾道市農業委員会事務局に「尾道市農業委員会農地バンク登録申請書」を提出してください。

【登録できる農地の主な要件】

- ・尾道市内の農地であり、農業委員会の現地調査で耕作可能と判断された農地。
- ・相続が完了した農地であること。
- ・貸付又は売買時に耕作の妨げとなる権利設定(賃貸借権設定等)がされていない農地。
- ・耕作者が見つかるまでの農地の維持管理(草刈り等)は、農地所有者が行うこと。など

農地を借りたい・買いたい方(農地利用希望者)

公開する農地情報を確認し、「尾道市農業委員会農地バンク借受申出書」を提出してください。

【借受申出の要件】

- ・耕作するすべての農地を適正に管理することができ、地域と協調した農業活動ができること。
- ・新規就農者など、農地の借受を希望する方は、借受申出登録をすること。など

お問い合わせは

尾道市農業委員会事務局 TEL 0848-38-9491

又は各支所まで

URL : <https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>

お気軽に

ご相談ください。

